

# 医療メディエーター協会改訂会員手引(2024年版)

会員の皆様が困った時に参照できるファイルを作成しましたので保存し、適宜、ご活用ください。すべて、ホームページに掲載されている内容ですが、お手元においていただくと便利かと思えます。ここに記載されている内容については、原則として、お問い合わせいただいても、こちらをご参照するようお願いするにとどめることになります。

## 目次

1. 会費納付について
2. 更新制度（ポイント制について）
3. 各種パスワードについて
4. 登録情報の変更・支払い履歴の確認について
5. 退会手続について
6. 診療報酬加算の申請について
7. 会員カテゴリーについて
8. お問い合わせ・郵送先

## 1. 会費納付について

- ・年会費 6000円
- ・会計年度 1月—12月（入会月にかかわらず1年の会費が必要）
- ・会費納付期限 4月30日（1月1日～4月30日が納付期間）
- ・除籍 上記会費納付期限までに会費を納付しない場合、認定継続の意思がないものとして除籍処分となり、認定も終了となります。自主的退会の場合は、基礎編再受講で再入会できますが、除籍処分を受けた場合は、再入会はできません。

### 会費納付手順

次のURLを開いてください。<https://miitus.jp/t/jahm/login/box/> メールアドレスとご自身が設定されたパスワードでログインします。年会費のバナーをクリックすると会費支払いページが開きます。クレジットカードか、コンビニ払込票かいずれかを選択してください。会費納付は個人の名義で行ってください。

※病院が会費を負担される場合も、まず個人で納付した上で、病院から還付してもらってください。病院からの直接納付は出来ません。必要な請求書や領収証、返金請求書についてはホームページの会費納入案内を参考に、該当年12月15日までに、事務宛にご連絡下さい([jahm\\_contact@yahoo.co.jp](mailto:jahm_contact@yahoo.co.jp))。

## 更新制度（ポイント制について）

厚生労働省が、診療報酬加算対象の医療対話推進者について継続学習を推奨していることから、医療メディエーター資格についても、5年に1度の更新制度を設けています。更新にあたって、5年間に100ポイントの継続学習を必須となります。医療メディエーションに関する各種活動に参加されることでポイントを取得し、それをクリアすることで認定登録の更新が可能となります。

### 1. ポイントの取得の期限

入会年を含め、5か年を期限としポイントを取得していただきます。認定証に期限が記載されていますのでご確認ください。**更新受付は該当年の10月1日から10月31日(事務局必着)**です。受付期間以後の10月から12月末までの研修のポイントは受講予定の申告でカウントします)、審査後、12月末頃、新しい認定証をお送りします。

**更新年につきましては各自の認定証に明記してありますのでご確認ください。**

### 2. ポイントの詳細

100ポイントの取得を更新の要件とします。ポイント表は下記をご参照ください。各支部の研修や勉強会、本部認定の研修やシンポジウム、協会提供のe-learningの視聴などでポイントを獲得できます。各自でポイントが記載された参加証明書などを管理して頂き、更新時にはその原本をご提出いただく事になります。記録を保存して頂けますようお願いいたします。

### 更新ポイント表

5ヶ年で100ポイント取得（支部研修の1日上限は30P）

種別	名称	ポイント	備考
JAHM本部・支部	1日（6時間以上）の対面研修	30	
JAHM本部・支部	半日（3～4時間）の対面研修	20	
JAHM本部・支部	ZOOMによる研修（時間数不問）	10	
JAHM・早稲田AS	基礎編再受講	30	
JAHM本部	e-etudesによるe-learning受講	1コース50	コースごとに算定
JAHM本部	JAHM主催シンポジウムへの参加	ZOOM30 対面50	
JAHMが承認した外部研修	研修案内にJAHMのポイント承認と明記されているもののみ	10～20	主催団体から要申請

## 更新手続

※更新されない場合、更新要件を満たさない場合は、下記を選択してください

1. 退会
2. 賛助会員として継続

申し出がない場合、自動的に2となり賛助会員で継続します（会費発生）。  
退会の場合は必ず事務局にお申し出ください。

### 1. 更新のための要件

#### (1) ポイントの取得

更新書類提出年の12月末までに100ポイント以上のポイントを取得ないし取得予定であること。

#### (2) 会費を完納していること

会費がそれまでの5年間完納されていること

### 2. 更新の手続き

#### (1) 申請期限

20〇〇年10月1日から10月31日（事務局必着）

※1日でも遅れた場合は、一切の例外なく受付できません。

突然の病気・事故など様々な可能性を考慮し、早めに申請してください。

いかなる理由でも例外は設けません。

※10月から12月末までの研修は参加予定の申告で結構です。なお、申告したにもかかわらず、実際には参加せず、ポイントが不足する場合は更新を取り消します。

#### (2) 提出先

〒162-0801 東京都新宿区山吹町366-1-2205

一般社団法人 日本医療メディエーター協会事務局 宛

#### (3) 提出物手順

- ①更新チェック表（本ページ上部でダウンロード）
- ②期限に到達するB認定証原本（期限が記載されたB認定証）
- ③ポイント証明する原本（参加証・修了証・ポイント票・etudesのコース修了証）
- ④上記ポイント証明書類については確認後返却しますので、協会控え用に、種別・名称・研修名・受講年月日・ポイント数、トータルポイント数を記載したExcelの一覧表をご自身で作成の上添付ください。
- ⑤返信用ブルーレターパックライト（返送先記入済のもの）370円
- ⑥以上提出物の準備が整いましたら、レターパックの追跡番号を控え、事務局あて（jahm\_contact@yahoo.co.jp）に「本日投函いたしました」という文面と「追跡番号」を記載したメールをお送りください。

以上をブルーのレターパックライトに入れて上記提出先にお送りください。赤のレターパック、書留などは受付されず返送となります。必ずブルーのレターパックをお願いします。レターパックですので、郵便局のサイトで届いたかどうかご自身で確認して頂けます。そのため、こちらからは到着報告は致しておりません。新認定証の発送は12月末頃になります。

毎年、詳細については、変わることがありますので、ホームページ更新制のページ参照のこと

### 3. 各種パスワードについて

1. <https://mitus.jp/t/jahm/login/box/> へのログインパスワードがわからない場合。  
ログイン画面の下部に「パスワードを忘れた方」とあります。ここをクリックし、登録メールアドレスに届くメールの指示でパスワードを再設定してください。ご自身の設定されたものは、事務局ではわかりません。

2. 会員専用ページへのパスワードが分からない場合。

協会表紙ページの左下メニューの下から2番目「会員専用ページ」へのログインができない場合。毎月3ヶ月有効のID/PWをお知らせしています。複数のPCで問題なく開けることを確認してお送りしています。

※アルファベット「o」「l」と数字の「0」「1」の区別にご留意ください。

※コピーペーストをお勧めします。ただし、前後の空白を一緒にコピーペーストすると開きません。ご留意ください

上記に問題ないにもかかわらず、お手元のPCで開かない場合、ご使用のPCの設定が影響していると思われるかもしれませんが、原因がわかりません。プロバイダ、管理者にお問い合わせ下さい。事務局ではご自身のPC設定はわからないので回答できません。

## 4. 登録情報の変更・支払い履歴の確認について

次の URL を開いてください。<https://mitus.jp/t/jahm/login/box/> メールアドレスとご自身が設定されたパスワードでログインします。マイページに入り、登録情報を変更してください。マイページへの入り方も HP で説明しています。

支払い履歴も同様に、マイページで確認して頂けます。

特にメールアドレスを変更したときは、必ず事務局に連絡の上、会員システム上で変更してください。変更を怠ると、協会からのメールが届きません。これについて協会は一切責任を負いません。必ずメールアドレスはご自身で、届け出の上、変更してください。

携帯アドレス・勤務先病院アドレスの使用は入会時にお断りしています。入会后、これら禁止アドレスに無断で変更された場合は、不正行為として、認定取消となります。

## 5. 退会手続について

退会される方は下記の手続きをお願いします。

1. ホームページの退会手続タブより、退会届(フォーム)を提出してください。システム上の退会処理は事務局で致します。**絶対にご自身でシステムからの退会処理をしない**ようにしてください。**ミータス上でのみ退会処理しても退会として受理されず、協会本部・支部名簿から削除されないままとなります。**
2. 未納会費がある場合は、上記システム上で完納してください。
3. お手元の認定証は、**普通郵便**ないし**ブルーのレターパックライト**で下記へ返納してください。

**返納先：162-0801 新宿区山吹町 366-1-2205 日本医療メディエーター協会事務局**

## 6. 診療報酬加算の要件について

※厚生労働省患者サポート体制充実加算の申請について

- ・ 純粋事務職の方 20 時間（基礎編+4 時間以上の差分研修）が必須
- ・ 上記以外の医療有資格者の方 研修受講は努力義務のみ

※医療メディエーター認定は必須ではありません。受講証で申請可能です。

## 7. 会員カテゴリーについて

本協会会員規程（抜粋）

### ※ 認定会員

協会の目的に賛同し、16時間以上の本協会認証基礎編研修を受講したうえで、規定の会費を納入した個人であって、医療法に定める医療提供施設（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設）に勤務するもの。

### ※ 特別会員

認定会員として本協会の活動に多大の貢献があり、認定会員としての資格を喪失したのちも、引き続き本協会の活動に参加するもの。

### ※ 賛助会員

この法人の目的、事業を奨励する個人又は団体

## 8. お問い合わせ・郵送先

- ・ミータスシステムやHPにお問い合わせ窓口がありますが、会員の方は、下記へ直接ご連絡ください。

[jahm\\_contact@yahoo.co.jp](mailto:jahm_contact@yahoo.co.jp)

- ・事務局への連絡メールについては、それまでの経緯がわかるよう、「引用返信」の形でお送りください。

- ・メールには必ず、**お名前を記載**してください。

- ・郵送物については、不在時でも専用BOX受領できますので、普通郵便か、ブルーのレターパックでお送りください。**赤レターパック、簡易書留は、受け付けられません。**発送元に返送されます。郵送先住所は下記となります。

162-0801 新宿区山吹町366-1-2205 日本医療メディエーター協会事務局

- ・毎月初旬に定例会員お知らせをメールで送信しています。重要なお知らせも含まれていますので、必ず、目を通していただけますようお願いいたします。

※ 本協会には、ハラスメント委員会が設置されています。支部活動・各種研修においてハラスメントを受けたり、目撃した場合や、お困りの事情があれば、遠慮なくハラスメント委員会までお知らせください。ホームページ表紙の左下に相談フォームへのリンクがあります。